

嘉慶四（1799）年八月前半上諭の訳注および考察 清朝嘉慶維新研究序説

豊岡康史・相原佳之・村上正和・柳静我・李侑儒¹

キーワード：清朝、嘉慶維新、上諭、史料訳注、清朝檔案

Primary Studies on the Jiaqing Reforms : Translation and Notes for Imperial Edicts on the first half of the 8th month, 1799

Yasufumi TOYOOKA (Shinshu University)

Yoshiyuki AIHARA (Toyo Bunko)

Masakazu MURAKAMI (Niigata University)

Yu-ju LI (National Academy of Maritime Research / Taiwan)

Jeungah YU (Tottori University)

Key words: The Qing Dynasty, Jiaqing Reform, Imperial Edicts, Translation and Notes, Official Documents of the Qing.

はじめに

嘉慶四年（1799）正月初三日、乾隆帝が死去し、嘉慶帝の親政が始まった。乾隆帝の信任を得て権勢を誇っていた和珅を排除し、次々と改革案を打ち出していった嘉慶帝の親政は、当時から「維新」と呼ばれ、アヘン戦争や太平天国戦争に直面する十九世紀清朝の政策基調の前提をかたちづくってゆくことになる²。

著者らは、この改革の初期の状況を明らかにするため、嘉慶帝が親政を始めた嘉慶四年の上諭を月ごとに翻訳し、注釈を付す作業を行ってきた。これまでにその成果を月ごとに発表しており³、本稿はその続編として、嘉慶四年八月前半の上諭を選訳するものである。

本研究に関する研究史整理については、「嘉慶研究序説(一)」(『環日本海研究年報』第23号、2018)において述べたので本稿では省略する。

¹ 豊岡康史：信州大学人文学部准教授、相原佳之：公益財団法人東洋文庫研究部研究員、村上正和：新潟大学人文学部准教授、柳静我：鳥取大学地域学部教授、李侑儒：国家海洋研究院助理研究員。

² 豊岡康史「嘉慶維新（1799年）の再検討」(『信大史学』第40号、2016)。

底本には中国第一歴史檔案館編『嘉慶道光兩朝上諭檔』（広西師範大学出版社、2000年）と、『仁宗睿皇帝実録』（中央研究院歴史語言研究所『清実録』DB）を用いた。「No.○○○」と表記されているのが『嘉慶道光兩朝上諭檔』所収の上諭である。

文中の【 】は嘉慶帝によって加筆・訂正された箇所である。「之」や「所」といった文章を整えるための修正や、意味の違いが生まれない微細な文言訂正については、省略している。（ ）は訳者による補足である。また『仁宗睿皇帝実録』には白蓮教反乱の鎮圧に関する上諭が数多く収録されているが、紙幅の都合から割愛している。

主要な人物には、中央研究院歴史語言研究所「人名権威資料庫」を用いて註に簡単な略歴を附したが、前稿までに登場した人物については、省略している。

八月初一日（丁亥）

No.771

嘉慶四年八月初一日、内閣が命令を受けた。

「書麟（閩浙総督）の上奏には「弟の広興（副都御史）が派遣されて直隸、山西を通過した際、何事にも我儘で、家人の管理が行き届かなかったため、広興を重く処罰してもらいたい。自身も日ごろからの教導が行き届かなかったので、担当部局からの厳加議処を求める」とあった。

春に書麟が来京した際に引見すると、口頭で弟が年若く、経歴も浅いので、（抜擢されると）舞い上がって問題を起こすのではないかと上奏した。以前、広興が軍糧の輸送を担当した際には、途中で平静を保つことができなかった。書麟は（閩浙総督として）遠く福建にいたので、それを知ることはできなかった。また広興の罪は家人の管理不行き届きであり、賄賂の要求などはしなかった。広興本人が京師に戻ってから取り調べ、別に命令を下すほか、書麟が自ら担当部局からの厳加議処を求めた件については、特別に罪を許す。なお、書麟に命じて、広興に手紙を送って諄々と教え諭し、節度ある振る舞いをさせて自ら過ちを改めさせた上で、今後の（広興の）働きぶりを見ることにする。」

³ いずれもオープンアクセス。

相原佳之・豊岡康史・村上正和・李侑儒「嘉慶研究序説(1) 嘉慶四年正月・二月上諭」（『環日本海研究年報』23、2018年）。

豊岡康史・相原佳之・村上正和・李侑儒「嘉慶四（1799）年三月上諭訳注 清朝嘉慶維新研究序説」（『信州大学人文科学論集』6、2019年）。

相原佳之・豊岡康史・村上正和・柳静我・李侑儒「嘉慶四（1799）年五月上諭訳注 清朝嘉慶維新研究序説」（『環日本海研究年報』24、2019年）。

相原佳之・豊岡康史・村上正和・柳静我・李侑儒「嘉慶四（1799）年六月上諭訳注 清朝嘉慶維新研究序説」（『環日本海研究年報』25、2020年）。

相原佳之・豊岡康史・村上正和・柳静我・李侑儒「嘉慶四（1799）年七月上諭の訳注および考察(1) 清朝嘉慶維新研究序説」（『地域学論集 鳥取大学地域学部紀要』16-1、2019年）。

相原佳之・豊岡康史・村上正和・柳静我・李侑儒「嘉慶四（1799）年七月上諭の訳注および考察(2) 清朝嘉慶維新研究序説」（『資料学研究』17、2020年）。

なお四月分については、訳文の内容及び分量の調整を行っており、まだ公刊されていない。

八月初二日（戊子）

No.776

嘉慶四年八月初二日、内閣が命令を受けた。

「先頃、湖南・広西の候補吏目【二名が直接】、乾清門で奏摺を提出したが、奏事処の官員に受け取りを拒否された。（その官員は）事実に沿って上奏し、みずから奏摺の受け取り拒否は正しかったと主張した。現在、（朕は）言路を広く開き、現状を詳しく知ろうと努力しており、下々の事情はすべて上達されるべきである。しかし、朝廷では官職を設けており、階級の違いがあって、（どの官僚が）みずから上奏文を提出できるかどうかは、体制に関わるものであり、曖昧にはできない。【そのため命令を下して、封奏を提出できる者は、地方では道員以上としており、どうして分をわきまえずに、本来入ってはならないところで、みだりに上奏文を提出してもよいものか。】ましてや彼らも、もし内外の得失について確たる意見があるか、あるいは冤抑を訴えて、速やかに訴状を届けたいならば、もとよりその所属部署に封をした上奏を提出すれば、朕に直接届くのであり、事態が隠蔽されはしない。もしどのような立場でも、みなが宮門に赴いて奏摺を提出するならば、どのような政治のあり方になるのか。今回は、宮門の出入が厳しく制限されておらず、管轄の大小の官員の因循怠惰によって検査が注意深く行われていなかったがために、地方の候補という地位の低い官員が宮門に赴き、僭越にも奏摺を提出した。

今後、紫禁城内の各門を出入する者については、前鋒統領と護軍統領が、それぞれ属員の章京らを率いて真剣に検査し、これまでの規定どおりに対処するように。もし今後、今回と同様の分をわきまえずに奏摺を提出するようなことがあれば、必ずや管理責任のある大小官員に処罰を加える。」

No.778

軍機大臣が山西巡撫の伯麟に伝える。嘉慶四年八月初二日、命令を受けた。

「歩軍統領衙門からの上奏によると、すでに解任した平定州知州の高光大が家人を派遣して訴えを提出した。高光大は糧食輸送を担当しており、（任務に必要な）ロバやラクダ、車輛は指示をうけて調達している。平定州は山間にあり、車も馬もないため、ラクダを扱う戸に店を開かせ、調達を用意にした。また上司からの指示で公館での供応を整えるのに、長随や担当者に車で指揮させたが、酒席の内容が乏しかったので、家の使用人（家人）や役人（書役）らを省城に連行して枷を加えた。このために弾劾されたが、本当は冤罪であり、そもそも規定では寛大に扱われて免罪されるはずである。長年、布政使の銀庫に俸給からの天引き分を送ってきたが、これは認可を経っていないものであると、あわせて告発してきた。

高光大は、伯麟が弾劾して解任したものであり、伯麟に事件の審理を担当させるのは、自己弁護の可能性があるので適切ではない。伯麟に命じて、高光大本人および関係する証人や関係書類をまとめて担当者を派遣して京師に送らせ、刑部に移管して公平に審理を行い、証拠に基づいた判決をくだすように。この命令を伝えよ。」命令に従い伝える。

No.780

軍機大臣が湖北巡撫の高杞に伝え、布政使の孫玉庭にも通知させる。嘉慶四年八月初二日、命令を受けた。

「歩軍統領衙門の上奏に、湖北の民人である陳世適らが、姻戚の胡廷芳が邪教の取り締まりによって殺害されたこと、および現在監禁されている張万慶ら四名を県が釈放したと訴えてきたとあったので、既に命令を下して高杞に布政使の孫玉庭とともに公平に調査させた。この案件の張万慶ら四名は、以前に知県が疑わしいところがあるとして逮捕し、監禁したにもかかわらず、なぜ取り調べずに今年になって陳世適を釈放したのか。一方の側の主張ではあるが、その告発にも理由がないとは言えない。奏摺の原本を高杞と孫玉庭におくり閲覽させ、この件を公平に調査・審理し、処分案を上奏せよ。私情にとらわれることのないようにせよ。この命令を伝えよ。」命令に従い伝える。

八月初三日（己丑）

No.782

軍機大臣が協辦大学士・閩浙総督の書麟、浙江巡撫の玉徳に伝える。嘉慶四年八月初三日、命令を受けた。

「玉徳が「福建商人の葛成興らが兵船20隻分の木材を寄付し、巡邏に貢献したいと願い出ており、すでに10隻を急ぎ建造し、残りも七月中に完成する」と上奏してきた。葛成興らが最初に木材を寄付し、兵船の建造を助けて急ぎ建造したのは、非常に公事を重んじているといえよう。葛成興と林進禄には従九品の頂帯を与え、奨励の意を示すように。

今回、新しく建造した兵船のための兵丁については、既に玉徳の上奏によれば、（定海鎮総兵）李長庚が福建から船を仕立てて浙江に連れてきた郷勇200余名がおり、いずれも洋上での活動が長く、海にも慣れていて、操船にも慣れている。書麟に命じて、李長庚とともに、今回の郷勇を一人一人試験して選抜し、兵船に乗り込ませて、（緑営の）武官に監督させて、ともに海賊の取締りに当たらせるように。もし水軍の職に空席がでたら、すぐに個別に任命せよ。この命令を伝えよ。」命令に従い伝える。

『仁宗睿皇帝実録』 卷50

内閣に命じる。仏志⁴（吐魯番領隊大臣）が、花翎を頂戴したいと上奏した。（そこには）先頃より新疆の大臣には、辺境の防衛と兵丁を管理する責任があり、威儀を整えるべきであるため、（新疆に）派遣されている人員みなに花翎が与えられてきた。調べたところ、富俊（烏魯木齊都統）⁵、靈泰（烏魯木齊領隊大臣）⁶、仏志奇と私の四名にはまだ支給されていないので、特別に一律に与えてほしい、とあった。

朕は以前からこの事について考えており、なぜ仏志らが自ら願い出てくるのを待たなくて

⁴ 仏志（仏智）満洲旗人。嘉慶四年の吐魯番領隊大臣。

⁵（卓特）富俊（1748? - 1834）。蒙古正黄旗人。繙訳進士。嘉慶期には盛京將軍、黒龍江將軍、吉林將軍を、道光期には内閣大学士、理藩院尚書を歴任した。

⁶（富察）靈泰（? - 1814）。満洲正藍旗人。嘉慶五年から十四年まで黒龍江副都統を務める。

はならないのか。恩は上から出されるものであって、仏志らが人にかわって願い出てくるのも不適切である。ましてや自らみだりに上奏して求めてよいものか。管轄する官員（員弁）らに均しく花翎があり、花翎がなければ儀容を示せないと述べるが、富俊は烏魯木齊都統であり、その官位は仏志よりも高く、管轄している協領などの武官のうち花翎を与えられている者は非常に少ないのに、自ら上奏して願い出たことはない。仏志がついに、みだりにこのような上奏を行ったのは、誤謬も甚だしい。仏志に厳しく申し付けるほか、以前に下した花翎を与えるという命令は、現在すでに届いており、仏志も寵栄を受けること数日ですでに満足したであろうから、花翎を取り上げて、今後、部下の管理ができるかどうかをみることにする。

『仁宗睿皇帝実録』 卷50

また命じる。恩長（和闐辦事大臣）の上奏には「和闐の回民である莫羅愛底勒が、十歳の回民の娘である色克呢を強姦したので、莫羅愛底勒を即時処刑したい」とあった。強姦の本律では、処罰は斬監候となっている。今回、恩長の上奏は、莫羅愛底勒は凶淫すでに極まり、新疆は内地とは比較にならないほど重要であるので、即時処刑し、淫風を懲らしめようと願いでたものであり、誤りはない。莫羅愛底勒を提案通りに斬監候とするが、即時処刑し、戒めを示すように。

八月初四日（庚寅）

No.786

嘉慶四年八月初二日、内閣が命令を受けた。「吉慶（両広総督）と台布（広西巡撫）の上奏には「布政使の聞嘉言⁷は省で軍需物資を取り扱った際に、勤勉に対応した。以前に按察使の孫玉庭は、軍に同行して職務に励み、花翎を与えられている。今回の聞嘉言にも花翎を与えて奨励するべきかどうか」とあった。

布政使は財政を総攬する立場にあり、軍需物資の調達も本来の業務に含まれるので、特別に尽力したものではない。ましてや広西省で手がけた支出・収入報告（報銷⁸）は、銀200万両あまりにすぎず、金額としては多くはない。今回、吉慶は聞嘉言の勤勉さを理由に孫玉庭と同列に論じたが、その意図は花翎の授与を本人の代わりに上奏することにあった。現在、四川・湖北・陝西・甘粛の各省ではみな軍需物資の調達を担当しており、今回のような前例を作ってしまうと、各省の総督・巡撫は続々と布政使・按察使のために代奏を行うであろうが、賞給しきれなくなり、政治として不適切である。吉慶らの上奏は却下する。」

No.787

軍機大臣が直隸総督の胡季堂に伝える。嘉慶四年八月初四日、命令を受けた。「巡城御史

⁷ 聞嘉言（1744-?）。河南省開封府、祥符県の人。進士。乾隆六十年から嘉慶五年までの広西布政使で、嘉慶期には太常寺卿、通政使司参議を務める。

⁸ 報銷とは、支出項目・数量の監察を意味する。岩井茂樹『中国近世財政史の研究』（京都大学学術出版会、2004年）、63頁。

が民人にかわって、封をしたままの訴状を提出した。（訴状を）閲読してみると、武清県の元生員である劉士喆が劉士奇らを告発しており、その内容は劉士奇が元知県である劉垌の没収された財産を隠匿し、勝手に莊頭に就任したというものであった。訴状を胡季堂におくり、証人を集めて調査して上奏させよ。原告の劉士喆はすぐに護送して取り調べよ。この命令を伝えよ。」命令に従い伝える。

八月初五日（辛卯）

No.789

嘉慶四年八月初五日、内閣が命令を受けた。「陳大文（山東巡撫）より、裁判で誤った判決を下した鄆城県の知県である張槐の解任を求める上奏があった。賊の王崑峯は王顧氏の家に盗みに入って刀で人を傷つけ、被害者が県に訴えてから、逮捕されたのであり、決して自首したのではない。にもかかわらず、張槐は詳しく取り調べをしないまま、自首しようと考えていたという王崑峯の一言から、自首扱いとして報告し、減刑して流刑としたけれども、全く誤りである。この件は昨年六月のことであり、伊江阿（元山東巡撫）が荏平県の窃盗犯である王二を取り調べた件と同様である。いずれも伊江阿の日頃の対応がなおざりで、寛容に過ぎるものであり、そのために属員が迎合して、これらの事件の多くを軽い処罰としてきた。王崑峯には本来の罪に照らして別の判決を下し、知県の張槐については陳大文が再び調査をせよ。もし審理に誤りがあったらただけならば解任ですむが、賄賂を受け取って犯罪者を野放しにするような問題があったなら、速やかに厳しく弾劾して処罰案を上奏せよ。管轄の知府である蔣繼煥は報告をそのまま転送しており、担当部局にゆだねて議処とせよ。」

八月初六日（壬辰）

No.793

軍機大臣が福建・浙江・江南・広東・山東の総督・巡撫に伝える。嘉慶四年八月初六日、命令を受けた。御史の黄照が、沿海の海賊による略奪を防ぐ方法について上奏してきた。上奏には、「福建の商船で数千担以上を積載するものは、広東・広西の例に照らして大砲や武器を携帯させ、それによって海賊を退ける助けとする。沿海の知州・知県に毎年、自ら村落に行き保甲を検査させ、福建の漁船のうち二本マストで帆をかけている船があれば、全て撤去させて、遠洋に出て海賊と通じて利益を得られないようにさせる。各汛で海賊船を拿捕した者がいて、もし所有者が受け取りにこない場合は、船と貨物を例に照らして褒賞として与える。商船が襲撃を受けても救援に行かない、あるいは隠蔽して報告しない者は例に照らして、盗賊を放置した罪に問うことにする。毎年、三月から四月の南風が強い時期には、各省の総兵以下の軍隊が、海賊船が出入りする要所に展開して、九月から十月といった北風が強い時期には海賊の帰路を押さえる」とあった。海上での海賊取締りについての上奏には、見るべき内容があると思われる。福建・浙江・江南・広東・山東の各総督と巡撫は、黄照が上奏した五箇条について、詳細に議論をして、実行すべきかどうかを事実上依拠して上奏せよ。上奏は写しを作成して閲覧させよ。」命令に従い伝える。

No.794

嘉慶四年八月初六日、内閣が命令を受けた。「先に愛星阿⁹が病死したが、その長きにわたる働きを思い、特別にその棺を京師城内に入れることを認め、さらに担当部局には、与えるべき恩典について例に照らして上奏するよう命じた。今回、阿迪斯（署直隸提督）の上奏には、「愛星阿は任期中に馬を不足させた。また理由なく兵士の制服2500枚を作らせて、銀2900両を使用していた。兵士の俸給から銀1550両を天引きして回収したけれども、なお銀1350両が不足しているので、所属の旗に通知して、愛星阿の遺族に公庫への返還を求めたい」とあった。この上奏は非常に公平で適切なものである。愛星阿は相応の咎を受けるべきであるから、すでに城内に入ってしまった棺についてはそのまま措くとしても、恩典を与えるわけにはいかない。担当部局は例に照らして提案する必要はない。返還させる銀については、所属の旗に命じて愛星阿の遺族から指定の額を徴収し、古北口の提督衙門に送って公庫に納めさせるように。」

八月初九日（乙未）

No.803

軍機大臣が総督の蔣兆奎（漕運総督）に伝える。嘉慶四年八月初九日、命令を受けた。

「都察院衙門が上奏した、湖北の武昌衛の民人である徐定豪が、房科の俞治安らが守備の楊逢春と結託して兄の徐定雄に漕運の人丁を割り当て、役人（書差）が費用を押し付けたと訴え出た件については、すでに蔣兆奎に公平に調査するよう命令を下した。この案件で徐定豪が告発した、官吏らによる担当人丁の選定にまつわる不正、公金の横領、費用の押しつけなどは、いずれも漕運の積弊であり、しばしば道員や知府に告発したにも関わらず、何故いまだに審理が終わっていないのか。徐定豪の告発は一方の側の主張ではあるが、その告発に理由がないわけではない。上奏と供述書を蔣兆奎に送り閲覽させるように。案件内の事柄については公平に調査して処分案を上奏し、わずかでも私情にとらわれてはならない。本件に関わっている千総の林中約らは、近隣にいる順天府倉場侍郎に命じて拘束・護送させるほか、この命令を伝えよ。」命令に従い伝える。

八月初十日（丙申）

No.804

嘉慶四年八月初十日、命令を受けた。「兵部が、例に反して貢物を送って議処となった福州將軍の慶霖について、違制例を適用して解任するよう求めてきた¹⁰。各省からの貢物に関しては、これまでたびたび厳しく禁止するよう命じてきた。今年の八月十三日は、先帝の万万寿節にあたるが、朕は宴を催して慶賀することはできない。来年の九十歳の万万寿節についても、天下の臣民を自ら率いて祝い、孝養を尽くすこともできない。先帝の祭壇を仰ぐたびに哀慕の思いは深まるばかりである。今回、慶霖は例年通り貢物を送ってきたが、この

⁹（烏朗罕吉勒們）愛星阿（？-1799）。蒙古正黃旗人。嘉慶四年に死去した時は、直隸提督であった。

¹⁰ 慶霖は No.737（七月二十五日）で議処となっていた。

ことにより朕の悲しみは増してしまっただけであり、とりわけ冒昧である。兵部の提案通り、違制例を適用して解任するが、その罪は実に当然のものである。慶霖が侍衛の出身であり、將軍に抜擢されながら、内心かくのごとく愚かであり、あるべき政体を理解していなかったこと、さらに閩海関の管理も兼任しており、進呈してきた貢物も地方の特産品にすぎず、初めてであったことを考慮して、寛容に扱い革職留任（職は解くが、任務はそのまま続けさせる処分）とする。ただし、今回の慶霖に対する寛大な処置をみて、見識のないものは、以前に（貢物の進呈）禁止を明確に命じたけれども、例に反して貢物を進呈して、解任されても特別に職務には留まると妄りに考え、【（以前の命令を）空文とみなし】、ついには僥倖を受けられるかどうか試そうと、貢物の進呈を願うかもしれない。これは意図的に探りを入れる行為で、朕の今回の恩恵を賜う意図に大いに背いている。

これまで貢物の進呈については、先帝もしばしば命令を下して厳禁してきた。それでも総督・巡撫などが時に貢物を送ってくることに對し、先帝は既に準備したことを考慮して、一、二件を特別に受け取り、それによって上下の情を通じようとしていたが、内心は非常に厭わしく思っていた。今回、朕の志は既に定まっております、断じて臣下らの陽奉陰違を認めない。

朕は藩邸にいた頃から、身の回りの一切を概ね簡素なものとしてきた。親政をはじめから、とりわけ儉約を尊び華美を退け、民生を厚くし、浮薄な風俗を改善しようとした。現在、【宮】中に所蔵される宝物は非常に多いのだが、これらは飢えても食べることはできないし、寒くとも着られない。これらの珍奇な品々はただ無用の物にすぎない。ましてや各省が進呈しようとしている貢物も、名目は上納と言いながら、実際には私腹を肥やす手段としている。毎回、（朕が）受け取らなかった品々は、権要の者たちに送ることもできるし、自分の所有物にすることもできるのである。属員らは競って取り入ろうとし、貢物の準備を助けると称して、各所に負担を押し付け、積もり重なった搾取によって、小民に堪えがたい苦しみを与えている。おおよそ貢物の進呈が、吏治の害の最たるものである。これは朕が詳細に理解している弊害であり、必ずや厳しく禁じなければならない。

今回、朕が慶霖を寛大に処するのは、彼が武官でありものを知らず、進呈してきた品物もただ地元の特産品であるにすぎず、その咎は冒昧というだけで、なお率先してこの行いを始めようとして、手始めに試そうとしたのではないからである。そのためしばらくは解任しない。【朕がこのように誠実に訓諭を下しても、内外の臣下に、朕を信用できない者が数多くおり、必ずや朕に強欲な君主であるという評判を立てさせ、私憤をはらし、勝手なばかりごとに利用しようとするだろう。小人の腹の内を君子の心づもりと比べても仕方がないが、朕の苦衷も示しておかねばならない。】もし朕の意図を誤解する臣下があり、進呈を利用して立場をよくしようとしながら、なお厳しい処罰を逃れようと願うなら、それは意図的に（今回の慶霖の行為を）模倣したのであり、ただ違制例を適用して解任するのみならず、必ずや重く罰し、決して容赦しない。慶霖は京師で職務に従事しており、その弟の任地からは遠く離れている。慶霖の不適切な進呈を止めることはできなかったけれども、その咎はなお軽い。担当部局の議論の通りに級によって抵償させ、降格にはしない。この命令を伝えよ。」

No.806

嘉慶四年八月初十日、内閣が命令を受けた。「馮光熊（貴州巡撫）の上奏には、「貴州の興義府では、以前に苗匪の擾乱があり、近来は復興が進んではいるものの、田畑はすでに荒廃しており、にわかにならば一律に開墾するのは難しく、民もまた疲弊している」とあった。

興義府が以前に受けた擾乱の被害は重大であり、特別に課税を免除してきた。今回の馮光熊の上奏によれば、民も苗族も生活の復興を進めているものの、田畑は荒廃しており、今年の田植えもまだどこでもしっかりと行われているわけではない。以前の課税水準では民の疲弊は避けられない。興義府およびその管轄下の地域では、嘉慶四年秋季分の正米・耗米16389石8斗あまりを特別に再び全額免除とする。馮光熊は属員を率いて真摯に調査し、小民に恩恵を行き届かせよ。必要な兵糧や官員の俸給分の米穀等については、昨年の対処を参考にして、布政司が銀を支出して雲南・広西の辺境地域で公正に調達して、運搬・支給し、貴州の食料事情をさらに余裕のあるものにせよ。」

八月十一日（丁酉）

No.810

臣永理・慶桂・董浩・那彦成・戴衢亨が、命令に従って協議した内容を謹んで上奏する。綿億（正紅旗漢軍都統、榮郡王）らが、各陵墓の差役の家族を留めて、今後の補充の便宜を図りたいと上奏した。嘉慶四年七月二十九日に「軍機王大臣が議論して上奏せよ」と命令を受けた。

綿億らの上奏には、「現在の各陵墓では、礼部が差役を設けている。当初は京師から派遣されてきた者たちであり、その家族は現地にて、礼部が監督していた。差役に空きができれば、すぐにこの中から任命していた。後には付近の民を召募して充当するようになった。その家族もまた礼部の監督下におかれ、もし冠婚葬祭があれば、当初から派遣された者の家族も、付近から召募された差役の家族も、一律に手当を申請している。

その後、乾隆四十八年にかつて総督であった李奉堯¹¹が、召募した差役の家族を地方官に委ねて州県に組み入れ、もし空きができれば州県から補充するよう上奏した。しかし手当の請求については、召募した差役はその祖父母・本人・妻・子女のみが対象であって、それ以外の家族は、もともと派遣されていた者たちと同様に手当を受け取ることはできなかった。ただ考えてみるに、この召募した差役は、もともと派遣されてきた者たちと一緒に仕事を担当して励んできた。この十年あまりの間、もし空きができれば或いは新しく召募して送る、或いは指名して補充するなど、一律ではなかった。召募については、差役の数を公式に定めて、その家族はなお礼部の監督下に置き、空きができればこの中から補充して、これ以上新しく民から召募はしないように求める。ただ手当の申請については、議論の通りにもとか

¹¹ 李奉堯（？-1789）。漢軍鑲黃旗人。乾隆期に江南提督、署直隸提督を務める。父の李元亮は乾隆期に戸部尚書、兵部尚書を歴任して賢良祠に祀られ、兄の李侍堯は両広総督、閩浙総督などを歴任した。なお、乾隆四十八年には李奉堯は馬蘭鎮総兵を務めており、原文の「総督」という官職表記は誤り。乾隆五十三年に李奉堯が死んだ際に「提督銜」が賜与されたこと、また弟の李侍堯が各地の総督を歴任していたことから生じた誤記と考えられる。

ら派遣されてきた者たちとは別に扱いたい」とあった。

調べてみると、この召募された差役は、もともと派遣されてきた者と一緒に陵墓にきたのではないが、康熙年間に召募されたなら、百年あまり派遣されてきた者たちと分担して勤め励んできたのであり、他の役所の差役とは区別するべきである。今回、綿億らによれば、召募された差役らは農地を捨てて久しく、農業に戻ることもできない。その家族を地方官に委ねて州県に組み入れている、現在住んでいる官房は何らかの事情で差役を解任された場合に、すぐに引き払わなくてはならない。

これでは無業の流民を風水上の重要地域に置くことになり、また調査・監督もできなくなって、かえって不都合な点が多い。さらに地方官が新しく人を召募したなら、その者たちは一切の差役の職務に慣れていないため、旧来の差役の子弟を職務に習熟させるほうがよい。その家族の名前や数については、京師では既に遡及できなくなっている。加えて結婚などもあれば、さらに調査して対応する術はなく、手当の申請に慎重に対処することはかえって難しくなる。

そのため提案通りに、今後は、現在の召募した差役について公式の数を定めて、家族はなお礼部の監督下に置き、採用の時に研修を受けさせたなら、仕事を与えても差役の助けとなる。差役の空きが出れば、この中から補充し、新しく召募して混乱を生じさせてはならない。手当の申請については、なお当初の議論通りに、もともと派遣されてきた者たちとは別に扱う。差役を解任されて、その子弟がまだ幼いため補充できない者については、しばらくは任務のない戸とする。もし手当に関わる事柄があっても、申請は認めず、その子弟が成長して差役として補充されるのを待ってから、また例に照らして受給させる。臣等が協議した全ての内容を上奏し、陛下の指示に従い実行する。謹んで上奏する。八月十一日。

八月十三日（己亥）

No.813

嘉慶四年八月十三日、内閣が命令を受けた。「都察院副都御史の広興が任務を終えて京師に戻ったので、軍機大臣に命じて取り調べを行ったところ、獲鹿地方において知県に多くの車両を準備させたこと、徐溝において餉車を押し戻させたことなどをいずれも認めた。その家人である趙德陞が、新樂などで金銭を要求した件については、広興が先に伝牌（指示文書）を出して禁止していたので、各駅舎から金銭が支払われることがなかったことは、取り調べによって明らかになった。広興は自ら金銭を要求してはいないが、年若く放縦で、家人の管理を行えなかったことについては処分を受けるべきである。軍機大臣の提案どおりに、担当部局に引き渡して厳加議処とせよ。趙德陞も提案通りに、刑部に引き渡すので、例に照らして処罰案を上奏せよ¹²。」

¹² 広興の供述は No.814 に、趙德陞の供述は No.815 にそれぞれ記されている。No.829（八月十八日）で広興は革職留任となった。

八月十四日（庚子）

No.816

軍機大臣が陝甘総督の松筠に伝える。嘉慶四年八月十四日、命令を受けた。「歩軍統領衙門の上奏には、「湖北の民人である黄正邦が「陝西の白河県で白蓮教匪の柯進元から勧誘されたが、これに従うことはなかった。かつて乾隆五十八年に熱河でこのことを訴え出たところ、当時の陝西巡撫であった秦承恩が謁見のため灤県にいたため、和珅はすぐに秦承恩に委ねて、調査に同行させた。秦承恩が柯進元をとらえ、取り調べたところ事実であったが、かえって釈放し、黄正邦を精神疾患であるとして監禁した。その後、典史の丁某が、黄正邦の訴えは虚偽ではないとして、釈放した。また白河県の知県である嚴某は、偽って郷勇維持のための経費を横領し、また民間に金銭を出させて城郭を修繕し、さらに牛馬税を勝手に増やすなどしており、民間では害を受けている」と訴えている」とあった。

この案件は、黄正邦が訴え出た後、秦承恩は柯進元を捕らえ、これを実際の教匪であると明らかにし、さらに經典などを押収したにもかかわらず、なぜ柯進元を釈放し、かえって黄正邦を精神疾患として監禁したのか。さらに黄正邦を監禁していながら、なぜ典史という下級官員が勝手に釈放したのか。地方の吏治が弛緩の極みにあることは明らかである。ましてや軍事行動を起こしているときに、白河県の知県にもし虚偽の支出や負担の押しつけなどがあるなら、もっとも法規を乱すものであり、嚴正な調査を行わねばならない。松筠に伝えて、すぐにこの件を公平に調査し、事実を依拠して上奏させよ。原告である黄正邦は担当部局に送って取り調べに備えさせるほか、歩軍統領衙門から提出された上奏の原本を送り閲覽させる。この命令を伝えよ。」命令に従い伝える。

・八月十五日（辛丑）

No.819

軍機大臣が福建巡撫の汪志伊に伝える。嘉慶四年八月十五日、命令を受けた。「汪志伊が「直隸・各省の州県で駅に支給すべき経費は、各州県が徴集した地丁銀の地方留保分から支出することとし、それによって弊害をなくし実用に帰すようにしたい」と上奏した。この件は、以前に荆道乾（江蘇布政使）が上奏しており、すでに命令を下して提案の通り行わせている。おもうに汪志伊はまだ担当部局からの通知を受取っていないのでこのような上奏をしたのであろう。すでに担当部局からの通知は閩県に届いているだろうから、汪志伊はこれに従って処理を進めるように。この命令を伝えよ。」命令に従い伝える。

No.820

軍機大臣が両広総督の吉慶に伝える。嘉慶四年八月十五日、命令を受けた。「吉慶が、海賊船への防備をおろそかにし、澄海地方への侵入を許したため、海賊船が商船を襲撃しようとした件について上奏してきた。当地の港には、砲台があって兵丁が駐留しており、海賊船がいれば巡回・発見して砲撃すべきであるのに、ついには防備をおろそかにして、海賊船の

侵入を許したのであり、その粗忽の咎を逃れることはできない。砲台に駐留していた把総の呉朝陞は解任のうえ、港で二ヶ月のあいだ枷につなぎ、期間が満了したら伊犁に送り、罪を償わせる。守備代理の廖飛鳳・都司代理の鍾声揚も解任とする。総兵の林国良は兵船を率いて逮捕に向かい、砲撃によって多くの海賊を逮捕・殺害しているが、結局は海賊船を一隻も拿捕できず、【賊をなお遠方に逃がしてしまったのであり】、とりわけ弛緩している。担当部に委ねて議処とせよ。砲台に駐留していた兵丁の処分をどのようにするかは、言及されていなかった。吉慶に命じて、この日に砲台にいた兵丁らを調査して処罰せよ。その他の砲台付きの兵丁にも処罰を加え、懲戒の意を示すように。

また上奏に附された報告には、蛋民の方維富が海賊の仲間である梁文科など十八名と共に投降してきたとあった。その供述には「首領の陳添保は現在安南におり、隙をみて部下を率いて投降したいと考えている」とあった。梁文科らは罪を悔いて投降してきたのであり、褒賞を与えるべきであるので、吉慶の提案通り外委の頂戴を与えることとする。周亜二ほか十七名と蠶戸の方維富らは、それぞれ別の地域に送り、再び集まって騒ぎを起こすことのないようにせよ。安南にいる海賊の首領らは、これら投降者が頂戴を得るという榮譽を受けたことを聞きつけ、これを羨むであろう。広東まで来て投降するものもいるかもしれないが、一律に受け入れてはならない。安南が、われわれが逃亡した罪人を受け入れていると考え、国境の官吏に問い合わせることがあれば、かえって体制として不適切である。この命令を伝えよ。」命令に従い伝える。

『仁宗睿皇帝実録』 卷50

内閣に命じる。「慶霖（福州將軍）の上奏には、「福州將軍の役所内には、緑營の把総四名、兵士二十名が任務に備えて留められているので、総督・巡撫の營汎に戻したい」とあった。以前に、各省の將軍や大臣らが、おおむね兵丁を役所に留めて用いており、悪習の最たるものであったので、命令を下して訓戒した。今回、慶霖は着任してから間もないのに、すぐに將軍の役所内で任務に備えている緑營の官員や兵丁を本營に戻すようお願いした。その上奏は非常に評価すべきであり、すぐにその通りに実行せよ。福州將軍の役所内で、任務に備えている緑營の官員や兵丁は、乾隆三十三年に上奏によって留め置かれたものであるが、歴任の將軍らは、本營への帰還を上奏してこなかった。該当の將軍や大臣らによる緑營の官員や兵丁の使用が、ついには慣習となったのである。思うに、各省も同様であるかどうかは明確ではない。各地の將軍や大臣らに命じて調査させ、もし本標の者でない者がいれば、みな本營に戻して任務に当たらせるようにし、故意に役所に留めて使用してはならない。みながこの命令に従うように。」

おわりに

最後に、嘉慶四年八月前半に出された上諭について、いくつかの論点を選び、その意味や背景について簡単に解説を加えておく。

八月には、白蓮教反乱鎮圧経費としての銀輸送業務での広興の素行と家人の横暴が咎められる。もともとの派遣命令は二月三十日付けで発出された（『仁宗実録』嘉慶四年二月戊午

条)もので、今回は書麟の取りなしもあり、嘉慶帝は叱責で済ませた(No.771、No.813、No.814、No.815、No.829)。広興は正月初五日に和珅弾劾の口火を切った人物のひとりであり、本来、嘉慶帝の親政を支えるはずであったが、後に横暴な振る舞いがたり、失脚して処刑される(『仁宗実録』巻206、嘉慶十四年正月壬申(十二日)条)。この段階で大きな処分がくだされていないのは、広興兄弟にたいする嘉慶帝によるいささか特別な感情を想定することもできるのだが、同時に、最終的に処刑されてしまうような広興の性格の一端をここからも見て取ることもできよう。

八月初二日、湖南・広西の候補吏目二名が、乾清門に奏摺を提出すると、嘉慶帝は広開言路を推し進めている最中とはいえ、「もしどのような立場でも、みなが宮門に赴いて奏摺を提出するならば、どのような政治のあり方になるのか」と釘を差して、提出権限のない者からの奏摺を受け付けないよう命じた(No.776)。広開言路は親政の基本方針であったけれども、想定していなかった方法で建言が寄せられるようになっていた。そのため嘉慶帝は、建言の提出者や提出方法を調整していく。広開言路については、先行研究は意見聴取という政策の限界を指摘しているが、更に踏み込んで嘉慶期を通してどのように政策の調整が図られていったのかを詳細に検討する必要があるだろう。

八月初三日、吐魯番領隊大臣の仏志が、自身を含めた四名に花翎を授与してほしいと申請すると、嘉慶帝は「仏志があえてこのように妄りに上奏したのは、誤謬も甚だしい」と退けた(『仁宗睿皇帝実録』巻50)。八月初四日には、吉慶と台布が、布政使の聞嘉言に花翎を授与するよう求めたけれども、嘉慶帝はやはり「もし今回のように花翎を与えてしまうと、各省の総督や巡撫は続々と布政使や按察使のために代奏するようになり、賞給するにもきりがなく、政治の体裁をとらなくなる」と退けた(No.786)。

かつて縑布が養育兵の増加を上奏し、売名行為と批判されたことを思い起こせば(No.535)、嘉慶帝は花翎の授与もまた同種の行為とみなし、特定の官員が声望を得ることを嫌ったのだといえよう。特別な手当の支給、給与の増額、養育兵の増加、さらには花翎の授与などは、官員からの提案によるのではなく、あくまでも皇帝から恩恵として与えられるべきものであった。なお、このような提案が度々出されていることは乾隆末年においては、この種の提案が特に問題なく認められていたことを意味しているともいえよう。

八月初十日には、福州將軍の慶霖が地域の特産物を献上し、革職留任となった(No.804)。嘉慶帝は貢ぎ物の進呈について、自身と乾隆帝を対比的に叙述する。乾隆帝は貢ぎ物を受け取っていた(直接的な批判にならないように、「先帝は…内心は非常に厭わしく」思っていたと一応は記している)けれども、自身にとっては「珍奇な品々はただ無用の物にすぎない」と進呈を禁止した。

また「朕は藩邸にいた頃から、一切の服装や日常生活は概ね簡素なものであった。親政をはじめから、とりわけ儉約を尊び華美を退け」と、乾隆帝とは対照的な自身の節約ぶりを強調する。さらに進呈された貢ぎ物は、実際には全てが宮中に入るわけではなく、「権要」、つまりは和珅一派への賄賂ともなり、民に負担をかけて苦しめていたと指摘する。

嘉慶帝は七月に、地方からの特産物の進呈(土貢)を服喪期間中であることを理由に禁じ(No.737)、さらに中秋節の貢ぎ物進呈も中止させた(No.741)。これらは決して政治的に大きな意味を持つ事柄ではない。しかし質素を強調することで乾隆帝との違いを明確にしつ

つ、貢ぎ物が民の負担を増やして和珅一派への賄賂になっていたのも、皇帝の判断で廃止するという説明は、地方統治の現場における中間搾取と和珅とを結びつけるものであり、親政初期の叙述法といえる¹³。

八月初六日には、御史の黄照が商船の大砲・武器搭載を含む五項目の海賊対策案を上奏し、嘉慶帝は福建・浙江・江南・広東・山東の各総督と巡撫に協議を命じた（No.793）。商船の武器搭載は、七月に一度却下されていたけれども（No.657）、武装を求める意見は根強く残っていたのである。八月十五日には、蛋民の方維富、海賊の梁文科らが清朝に投降し、さらに陳添保に投降の意思があると伝えた。嘉慶帝は梁文科らの投降を受け入れたものの、その他の海賊の投降は留保した（No.820）。海賊問題は、沿海部の人口増加を構造的な原因とするものであり、嘉慶帝にとっては内陸部の白蓮教反乱とともに、その対応が急務の一つであった。ただしこの背景には、南北ベトナムを巻き込んだ抗争があり、そこへの介入をなんとしても避けたいという清朝側の思惑があったが¹⁴、そのことについてはこの日の上諭では慎重に言及が避けられていた。嘉慶帝によるいささか煮え切らない対処は、他の内陸部を含む対外案件においても見られるが、いずれも国際問題と国内問題のバランスへの苦慮が見え隠れしていると言えるだろう。

本稿で提示した八月前半分のみでも、さまざまな問題が中央に届き、皇帝自らが決裁を下していく様子が見て取れる。嘉慶帝は、できるだけ多くの人々の意見を聞くこと、そして質素儉約に務めるという父親乾隆帝を反面教師とした自己像を提示しようとしていた。従来、「清朝の衰退」の一言で片付けられていた嘉慶年間における政策判断の実態は、対象も多様であり、同時に政策決定担当者の思惑もまた複雑なものであった。今後も引き続き検討を進めていきたい。

（2020年10月30日受理，11月11日掲載承認）

¹³ 嘉慶帝が地方からの貢ぎ物を禁じたことは、関文発『嘉慶帝』（吉林文史出版社、1993年）、86－102頁でも親政の特色として指摘されている。

¹⁴ 豊岡康史『海賊からみた清朝 十八－十九世紀の南シナ海』（藤原書店、2016年）参照。